

2017年度 ハタチ基金助成金 募集要項

公益社団法人ハタチ基金
東京都杉並区高円寺南 3-66-3 高円寺コモンズ 2F
TEL : 03-3330-0005

東日本大震災から 6 年半以上が経過した現在も、震災に起因する課題を抱えながら生活をしている子どもたちが数多くいます。その中には支援の手が届かずにいる子どもも少なくありません。そのため、様々な専門性を持つ子ども支援団体が支援対象範囲を拡げ、継続的に活動を続けられるような体制作りが重要です。

よって公益社団法人ハタチ基金は「ハタチ基金助成金」を通じて、被災地にて子ども支援を行う団体の事業を支える助成金を交付し、被災地の子どもの育成を通じて復興に貢献いたします。

1. 名称

ハタチ基金助成金

2. 助成総額

ハタチ基金への寄付額に応じて助成いたします。

3. 助成対象

<対象事業>

以下の事業を実施するために要する費用を対象とします。

- (1) 東日本大震災の被災地の子どもの学力やその他の能力を向上させるための事業
- (2) 東日本大震災の被災地の子どものメンタルをケアするための事業
- (3) 東日本大震災の被災地の子どもの生活や教育環境を改善又は向上させるための事業
- (4) 東日本大震災の被災地の子どもの健康状態を改善又は向上させるための事業
- (5) 東日本大震災の被災地の子どもの地域社会への参画等を促進するための事業
- (6) その他、東日本大震災の被災地の子どもの育成を通して復興に寄与するために必要な事業として認められる事業

<対象期間>

2017年4月1日から2018年3月31日まで

4. 助成基準

1 運営団体基準

- (1) 本助成金の目的に賛同し、東日本大震災発生後 20 年間にわたり、被災地の子ども達への支援を継続する意思があり、継続的に活動できる体制等が整っている団体であること

(2)下記のうち、いずれかの法人格を有する団体であること

- ・特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）に基づいて設立された法人をいう）
- ・認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）に基づいて設立された法人で同法第 44 条の認定を受けた法人（同法第 58 条の仮認定を受けた法人を含む）をいう）
- ・一般社団法人、一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）に基づいて設立された法人をいう）
- ・公益社団法人、公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）に基づいて設立され、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）により公益認定を受けた法人をいう）

2 実績基準

(1)日本国内の青少年に対する支援活動を当該助成申請日から起算して 10 年以上（任意団体での活動期間を含む、また特定の団体からスピンオフして設立された団体は母体の団体の活動期間を含む）継続し、当該分野における相当な実績を残していること

(2)日本国内の子ども達の支援に関連する事業を行政から受託した実績があること

3 復興活動実績基準

(1)東日本大震災発生後、早急に被災地の子ども達への支援事業を開始し、助成申請時に至るまで事業を継続していること（ただし、被災地の復興状況に伴い、支援事業の内容・対象等が変化していても構わないものとする）

(2)過去に東日本大震災の被災地の子どもを支援した相当な実績があること

5. 選考・交付

(1)選考にあたっての主な判断基準

【計画性】

- ・事業実施期間内に確実に実施できる方法、計画で立案されているか。
- ・事業を実施する経費が適正に計上されているか。資金計画が現実的で適切か。

【地域性】

- ・地域と連携し、地域のニーズに応える活動であるか。

【効果性】

- ・東日本大震災で被災した子どもたちが試練を乗り越え、社会を支える自立した大人へと成長するために効果的な活動であるか。

【将来性】

- ・支援の対象範囲を拡げていくような活動であるか。
- ・長期的な活動継続が見込まれており、「今後のビジョン」が描けているか。

(2)助成の決定

- ・助成団体、助成の金額は、公益社団法人ハタチ基金が設置する選考委員会で決定します。また、原則として、各申請団体への審査会前のヒアリング、並びに希望される方は審査会内において、ご担当者への面接（1 団体 20 分程度）も実施します。

※予定：ヒアリングは1月中旬頃に東北内の拠点へ本事業担当者が訪問の上、実施する予定です。詳細は応募団体に別途ご連絡いたします。

- ・決定後、助成の可否についての決定通知を送付します。
- ・選考内容についてのお問い合わせにはお答えできません。

(3) 助成金の交付

助成決定後、指定された口座に助成金の全額を送金します。

6. 助成申請手続き

<手続きの手順>

① 申請書の入手

当社のウェブサイトからダウンロードしてください。

② 申請書の送信

申請書及び必要な書類は PDF 形式に変換して E メールに添付し、事務局メールアドレスへ送信してください。メール本文には、団体名と申請担当者の氏名、連絡先メールアドレスおよび電話番号を記載してください。

事務局で受信できるメールのデータ容量は最大 10MB 程度です。データ容量が大きい場合は 2 通に分けて送信するなど、10MB を越えないようにしてください。

<申請時に必要な書類>

- ① 申請書（指定様式）
- ② 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 写し（スキャンしたもの）
- ③ 申請時年度の事業計画書、収支予算書（団体として、総会等で決議された最新のもの）
- ④ 申請時直近年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録（団体として、総会等で決議された最新のもの）

<提出先>

公益社団法人ハタチ基金 事務局 宛
メールアドレス：info@hatachikikin.com

7. 活動・使途の報告等

(1) 広報活動への協力

当社のウェブサイトや活動報告書、メールマガジンなどで助成団体として、団体の名称、活動状況などを紹介する予定です。掲載文面の作成や写真の提出などにご協力いただきます。

(2) 助成金の使途の報告

助成金の使途について、助成期間終了後 2 ヶ月以内に報告書（会計報告含む）を提出していただきます。報告書については、助成期間終了までに事務局よりご案内します。

(3) 助成金の使途の監査

助成金の使途の合理性及び効率性を確保することを目的に、助成期間終了・報告書の提出後に、

第三者による監査を行います。詳細については、追って事務局よりご案内します。

8. スケジュール

申請受付期間：2017年11月21日（火）～12月18日（月）23:59 ※必着

助成決定時期：2018年1月下旬

助成入金時期：2018年2月上旬

9. 助成金の交付決定の取消し、中止、および返還

以下のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の取消し、または既に交付した助成金の全部もしくは、一部の返還を求めることがあります。

- (1) 申請書・報告書等に虚偽の記載があることが発覚したとき
- (2) 助成金を目的以外の活動に使用したとき
- (3) 対象となる事業が中止になったとき
- (4) 活動終了後の報告が提出されないとき
- (5) 活動終了後の監査に応じないとき

10. 本募集に関するお問い合わせ先

公益社団法人ハタチ基金 事務局 宛

電話：03-3330-0005 FAX：020-4665-3239

メールアドレス：info@hatachikikin.com

*受付時間：平日 10時～17時